

紫國社規約

- 第一、この集りを紫國社と稱し千葉縣野田町野田四一六に置く。
- 第二、紫國社は、會員相互の知識、思想、趣味の向上を計り以て人格を完成し充實せる野田町を築くを目的とす。
- 第三、この目的遂行の爲め左の仕事をなす。
 - イ、雜誌「紫國」の發行 年六回
 - ロ、講演會 年三回
 - ハ、繪畫展覽會、音樂會、體育競技會等目的遂行に必要な仕事
- 第四、會員の會費は年額一圓とす。
- 第五、同人中より互選したる常務委員を置きそれの常務を擔當す。
- 第六、規約變更その他は之を同人總會の決議によつ。

紫國



第七號